

第2次豊明市耐震改修促進計画の概要

◆計画策定の目的

平成19年度に(第1次)豊明市耐震改修促進計画を策定し、その啓発促進や耐震化を進めてきましたが、計画策定時と状況が大きく変化してきました。

現在の計画は、概ね平成19年末時点での計画の目標や指導方針を検証をすることとしており、その計画期間は平成27年度末までとなっていました。今回は第2次計画として、見直しや取組みの検証を含め、改めて具体的な耐震化の目標や目標達成のための必要な施策を定める計画を策定することとなりました。

当初計画以降の取り巻く状況の変遷

- 平成24年3月 「愛知県建築物耐震改修促進計画」の改定
詳しくは愛知県HPにて下記名称を入力検索してください。
[「愛知県建築物耐震改修促進計画\(あいち建築減災プラン2020\)」](#)
- 平成25年5月29日 「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」が公布。同年11月29日施行。
詳しくは国土交通省HPにて下記名称を入力検索してください。
[「耐震改修促進法」等の改正概要\(国土交通省\)」](#)
- 平成26年2月 豊明市「南海トラフ巨大地震被害予測調査結果」の公表
詳しくは豊明市総務防災課HPにて下記名称を入力検索してください。
[「南海トラフ巨大地震被害予測調査結果\(豊明市\)」](#)
- 平成26年3月 豊明市耐震改修促進計画の一部改定
詳しくは豊明市都市計画課HPにて下記名称を入力検索してください。
[「豊明市耐震改修促進計画一部改定版\(平成26年3月\)」](#)
- 平成26年5月 愛知県防災会議における「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」やそれに基づく「愛知県地域防災計画」の公表
詳しくは愛知県HPにて下記名称を入力検索してください。
[「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」等\(愛知県\)](#)

◆計画の概要

◇計画の構成

第1章 はじめに

- 1-1 計画策定の背景(上記「目的」参照)
- 1-2 計画の位置づけ

1-3 想定される地震(震度)及び建築物の被害(全壊率)

(想定震度のベースとなるもの)

- ・ 豊明市(総務防災課)の「南海トラフ巨大地震被害予測調査結果」(平成26年2月)
- ・ 愛知県防災会議の「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」やそれに基づく「愛知県地域防災計画」の「理論上最大想定モデル」に基づく想定(平成26年5月)

平成20年3月時点
市全域で震度5弱、南部の一部地域では6強の揺れ



平成27年2月時点
市全域で震度6弱、東部及び南部など広範囲の地域で震度6強の揺れ

1-4 意向調査の結果と傾向

(意向調査対象)

- ・ 平成15年度以降、過去に市の無料対診断を受けたが、その後耐震改修や建替え並びに除却などがされていない木造住宅の所有者
- ・ 平成19年度計画時の「重点的に耐震化を進める区域」内のうち、より優先度が高い木造住宅の所有者
- ・ 耐震改修促進法第14条に該当する公共・民間の所有を問わない全ての建築物のうち、耐震化(耐震改修済、耐震診断の結果一定以上の耐震構造指標値が確認されたもの)または除却済みの建築物の所有者など

第2章 計画の基本的事項

2-1 対象となる区域・・・豊明市全域

計画期間・・・平成32年度末まで

対象建築物・・・住宅及び耐震性のない特定既存耐震不適格建築物など

2-2 地震発生時に通行を確保すべき道路(緊急輸送路及び避難路など)

県及び市の指定する緊急輸送路及びその他地震発生時に通行を確保すべき道路の路線そのものは、前回計画より変更はありません。

※ 今回計画においては、緊急輸送路等の地震発生時に通行を確保すべき道路の耐震診断義務化指定は見送りますが、周辺状況(県や近隣市町など)を考慮し、平成28年度降指定する可能性はあります。

2-3 建築物の耐震化の現状と目標(3ページに現状と目標値を示した表があります)

第3章 耐震化促進の基本的な方策

3-1 耐震化に向けた役割分担

3-2 促進体制

3-3 重点的に耐震化を進める区域の設定(震度想定を踏まえ改定中のため、前回計画時のまま掲載しております)

第4章 住宅の耐震化促進普及・啓発

4-1 普及・啓発

4-2 耐震化促進のための支援制度、住宅に係る耐震改修促進税制

- 4-3 低コスト耐震化工法の普及
- 4-4 地域における耐震化の取組みの促進、地元組織との連携
- 4-5 公的機関による改修促進支援
- 4-6 住宅改修時の仮住居提供

第5章 建築物の耐震化促進

- 5-1 民間が所有する建築物の耐震化の促進
- 5-2 民間が所有する建築物の耐震化促進
- 5-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に対する支援策について(新設)
- 5-4 要安全確認計画記載建築物の耐震化に対する支援策について(新設)

第6章 減災化等の取組み

- 6-1 建築物の減災化(新設)
- 6-2 関連する安全対策

第7章 計画達成へ向けて

第8章 資料編(素案時点での掲載なし)

- ・ 意向調査の結果(全ての回答項目)
- ・ 平成15年度以降の市の無料耐震診断及び耐震改修補助の実績
- ・ 愛知県発表の液状化の程度
- ・ 微地形区分
- ・ 旧耐震建築物の占める割合 など

●平成32年度末の耐震化目標値(いずれも推計値)

	19年度策定時		今回策定	
	18年度末 現状	27年度末 目標	27年1月 現状	32年度末目標
住宅	69%	90%	78%(※1)	95%(※2)
特定既存耐震不適格建築物 (旧特定建築物)	—	90%	68%	耐震性のない建築物 を1/5(※3)に削減 (耐震化95%相当)
うち、多数のものが利用する 建築物	55%	90%	77%	
うち、危険物の貯蔵場または 処理の用途に供する建築物	—	—	42%	
うち、地震発生時に通行を 確保すべき道路沿道の建築物	37%	90%	59%	
市有建築物	25%	100%	98%	100%(27年度末)

(※1)26年1月時点 19年度計画時数値より推計 木造戸建65%、非木造戸建96%

(※2)23年度愛知県住生活基本計画及び愛知県建築物耐震改修促進計画の目標値